

【第6期 段階別介護保険料年額】

段 階	対 象 者	平成27・28年度		平成29年度	
		保険料 調整率	保険料 (年額)	保険料 調整率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円以下の方	0.45	35,640	0.30	23,760
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円超120万円以下の方	0.70	55,440	0.45	35,640
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額=120万円超の方	0.75	59,400	0.70	55,440
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円以下の方	0.95	75,240	0.95	75,240
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円超の方	1.00	79,200	1.00	79,200
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	95,040	1.20	95,040
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	102,960	1.30	102,960
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	118,800	1.50	118,800
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	1.60	126,720	1.60	126,720

※低所得者の保険料の軽減強化として、平成27・28年度は第1段階のみ、平成29年度は、消費税増税に伴い、第1・2・3段階の保険料が軽減されます。

【次回は介護サービスごとの給付費の推移をお知らせします】

自宅介護をサポート 家族介護継続支援事業

◆家族介護用品の支給

要介護4～5の方を介護されている家族に対して、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等消耗品の購入費用（上限あり）を助成するものです。担当ケアマネージャー（介護サービス計画作成者）が管理することになりますので、申請の際は、役場担当又はご利用の支援事業所までご相談ください。